

令和3年9月30日

お客様各位

越前信用金庫

新型コロナウイルス感染症を含めて資金繰り等への影響を
受けられているお客様に対する融資条件変更手数料の免除
期間の延長について

新型コロナウイルス感染症の収束がまだ見通せないなか、影響を受けられているお客様
に対して、心よりお見舞いを申し上げます。

当金庫では、今般の新型コロナウイルス感染症を含めた資金繰り等への影響により、既存
借入金のご返済日、ご返済額、最終期限日の延長などの貸出条件の変更をご希望されるお客
様に対し、条件変更手数料の免除期間を本年9月末までとじていましたが、令和4年3月末
まで延長いたします。

記

1.対象のお客様

既存のお借入れがあり、新型コロナウイルス感染症の影響に関わらず、免除期間内に貸出
条件の変更の手続きを実施されたお客様全員を対象としています。

2.免除実施期間

令和3年10月1日（金） ～ 令和4年3月31日（木）

3.対象となる貸出

事業資金、消費資金の区別を問わず、既存のお借入れがあるローンすべてが対象です。

4.条件変更手数料の免除額

証書貸付・ローンの条件変更手数料 1件あたり 5,500円（税込み）

ご不明な点については、お取引店にご確認ください。

以上

本件に関するお問い合わせ先

審査部 : 担当 長谷川

フリーダイヤル 0120-1475-99

